

## 帝塚山学院大学研究活動の不正行為防止等に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）及び帝塚山学院大学における研究活動に携わる者の行動指針（平成20年10月15日施行。以下「行動指針」という。）の趣旨を踏まえ、帝塚山学院大学（以下「本学」という。）における研究活動の不正防止に関し必要な事項を定め、これをもって適切な研究活動の推進に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「研究活動」とは、競争的研究資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われるすべての研究活動をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員（非常勤を含む。）をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

（1）捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

（2）改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（3）盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（4）二重投稿 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

（5）不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。

（6）不正使用 故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

（7）その他研究に関し社会通念上、不適切と判断される行為

### （最高管理責任者）

第3条 研究活動上の不正行為の防止について、最終責任を負う最高管理責任者として、学長を充てる。

2 最高管理責任者は、行動指針に基づく基本方針の決定、不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を決定する。

### （統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止等について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

### （研究倫理教育責任者）

第5条 研究者に対する研究倫理教育の向上を担う者として研究倫理教育責任者を置き、学部長、研究科長、社会連携機構長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するとともに、実施状況について統括管理責任者に報告しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、学部、研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、本学学生に対して研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。

### （研究者の責務）

第6条 研究者は、適切な研究活動を行うとともに、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、原則として3年毎に本学が指定する研究倫理教育を受講しなければならない。ただし、この受講は外部の教材等の利用で替えることができるものとする。

### （研究データ等の保存・開示）

第7条 研究者は、研究によって生じた研究データ（文書、数値データ、画像等の関係書類、資料等をいう。以下同じ。）、研究ノート及び実験資料等を原則として当該論文等の成果発表後10年間保存しなければならない。

2 法令等に別に保存期間に関する定めがある場合はそれに従う。

3 研究者は、保存期間中に開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

### （通報窓口の設置）

第8条 不正行為に関する通報及び通報の意思を表示しない相談並びに情報提供（以下「通報等」という。）を学院の内外から受けるため通報窓口を置く。

2 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、内部の通報窓口は内部監査室とし、外部の通報窓口は学院が指定する弁護士又は法律事務所とする。

(通報等)

第9条 通報等は、通報窓口に対して文書、電子メール、電話、FAX及び面談等により行うものとする。

- 2 通報等は、通報等を行う者（以下「通報者」という。）の氏名、当該不正行為を行ったとする者の氏名又はグループ名（以下「被通報者」という。）及び不正行為の態様等の内容が明示され、かつ、不正行為とする合理的な理由が示されていなければならない。
- 3 匿名や報道、インターネット等による不正に関する指摘によるなど、前項に規定する事項を満たしていない通報等については、当該内容に応じて統括管理責任者の判断により、実名が明らかな通報等を受理した場合に準じて取り扱うことができる。
- 4 通報の意思を明示しない相談について、統括管理責任者はその内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認する。この場合、通報の意思表示がなされない場合にも、統括管理責任者の判断で当該事案を調査することができる。
- 5 通報等が郵送又は電子メール等により行われ、通報者が受付の有無を知り得ない場合は、通報者（匿名による者を除く。以下同じ。）に受け付けたことを通知するものとする。
- 6 通報者は、誠意をもって客観的で合理的根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷等その他不正を目的とした通報等（以下「悪意による通報等」という。）を行ってはならない。

(通報窓口の責務)

第10条 通報窓口は、前条に規定する通報等を受け付けたときは、直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 通報窓口は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、通報者の同意を得た場合は、この限りではない。

(通報等の受理等)

第11条 統括管理責任者は、前条第1項の規定により報告を受けたときは、その受理又は不受理を決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 統括管理責任者は、当該通報等の不受理を決定したときは、その旨を理由を付して通報者に通知するものとする。

(調査)

第12条 最高管理責任者は、相当の信頼のある情報に基づき不正行為が行われたと疑われる場合は、前条第1項の報告を受けたときから30日以内に調査の実施を決定し、当該調査の開始を統括管理責任者に命じるものとする。

- 2 統括管理責任者は、前項による調査を命じられたときは、調査委員会を設置し速やかに調査を実施するとともに通報者及び被通報者に調査の開始並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第13条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。ただし、通報者及び被通報者と特別な利害関係にあると認められる者は、調査委員となることはできない。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学部長及び研究科長
- (3) 大学事務局長
- (4) 最高管理責任者が必要と認めた、本学に属さない外部有識者

- 2 前項第4号に規定する外部有識者の人数は、調査委員会委員の半数以上とする。
- 3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。ただし、統括管理責任者が第1項ただし書きに該当する場合は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。
- 4 調査委員会は、調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査を開始するものとする。
- 5 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート及び研究データ等の精査、関係者からの事情聴取、その他の必要な方法により不正行為の有無及び内容について調査する。
- 6 調査委員会は、当該通報等に関する調査及び認定等全ての処理の終了をもって解散する。

(認定)

第14条 調査委員会は、原則として通報等の受付から150日以内に不正行為の有無及び内容について審査し、認定を行う。ただし、150日以内に認定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定予定日を最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。

- 2 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。
- 3 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 4 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。第7条に規定する保存期間の範囲に属する、研究データ、研究ノート及び実験資料等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 6 調査委員会は、被通報者の不正行為と認定しようとする場合又は通報者の悪意に基づく通報等と認定しようとする場合は、弁明の機会を設けなければならない。
- 7 調査委員会は、第1項、第2項、第4項及び第5項の認定の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知・不服申し立て)

第15条 最高管理責任者は、前条による調査結果を速やかに通報者及び被通報者に通知しなければならない。

- 2 通報者及び被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合は、通知を受け取った日から14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てをすることができる。

(再調査)

第16条 前条第2項の不服申し立てがあったときは、調査委員会は、不服申し立てに対する調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、当該調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

- 2 調査委員会は、再調査を行う場合は、その旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を行わない場合は、その旨及びその理由を不服申し立てを行った者に通知するものとする。
- 4 再調査を行う場合は、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を設置し、再調査を命じるものとする。
- 5 再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この期間を延長することができる。
- 6 最高管理責任者は、再調査結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 7 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

(調査結果の確定)

第17条 最高管理責任者は、第14条から前条に規定する手続の終了をもって調査結果を確定するものとする。

(配分機関等への報告)

第18条 最高管理責任者は、通報等に基づく調査を行うことを決定した場合であって、当該研究活動が公的機関からの資金配分を得て行われている場合は、速やかに当該資金の配分機関等及び関係省庁に調査を行う旨を報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項に該当する調査結果を配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 3 最高管理責任者は、第15条第2項に基づく不服申し立てがあったときは、配分機関等及び関係省庁に報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 4 最高管理責任者は、前項に該当する再調査結果を配分機関等及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第19条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定した時は、当該不正行為の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(不正行為に係る措置)

第20条 最高管理責任者は、第17条の確定を行ったときは、再発防止等のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、調査の結果、不正行為又は悪意による通報等と確定した者について、帝塚山学院就業規則等に基づき、懲戒を行う場合の手続きに付すものとする。

(通報者の保護)

第21条 通報者は、悪意による通報等であることが判明しない限り、当該通報等を行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取り扱いを受けない。

- 2 通報者は、通報等を行ったことが理由と思われる不利益な扱いを受けたときは、通報窓口を通じ最高管理責任者に申し出ることができる。

(被通報者の保護)

第22条 被通報者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取り扱いを受けない。

- 2 被通報者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、不利益な扱いを受けたときは、通報窓口を通じ最高管理責任者に申し出ることができる。

(フォローアップ)

第23条 最高管理責任者は、通報者及び被通報者が第22条第1項及び前条第1項に規定する不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認められるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、通報に係る事実がないことが判明した場合において、被通報者の名誉が侵害されたと認めるときは、事実関係の公表その他被通報者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 通報窓口その他通報に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、大学事務局総務部が行う。

(細則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、大学評議会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。